

## ～マイナンバー制度の導入に伴うお願い～

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成 28 年 1 月から申請書・届出などの記載事項に**個人番号**（以下、「マイナンバー」）が追加されました。

介護保険の各種手続きにつきましても、1月からマイナンバーの確認をさせていただきます。

このたびの**高額介護（介護予防）サービス費支給申請**でも、原則、申請書にマイナンバーの記載が必要となります。

また、申請書を窓口で受付する際には、以下の書類等により、「1. 本人確認」+「2. マイナンバーの確認」をさせていただくこととなります。（代理人が申請する場合は「1. 代理権の確認」+「2. 代理人の本人確認」+「3. 本人のマイナンバー確認」を行います。）

本人確認、マイナンバー確認に際しては、お時間を要する場合がありますが、なりすまし等不正な届出の防止や個人情報保護のため、何卒ご理解とご協力をお願いします。

マイナンバーを確認できるものは、「**通知カード**」（※11月～12月にかけて各世帯に届いた個人番号（マイナンバー）を記した紙のカード）または「**個人番号カード**」（※マイナンバー通知により、本人申請でH28年1月より順次発行される顔写真入りのカード）のいずれかです。

### ☞ 窓口へご持参いただくものは下記のとおりです。

【本人が来庁して申請する場合】（1）+（2）の書類

（1）**本人確認**のため、必要な書類は①～③のいずれかです。

- ① 個人番号カード
- ② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の写真付書類（氏名、住所又は生年月日の記載があるもの）のうち、いずれか1点
- ③ 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、官公署発行の書類（氏名、住所又は生年月日の記載があるもの）のうち、いずれか2点

（2）**マイナンバー確認**のため、必要な書類は①～③のいずれかです。

- ① 個人番号カード
- ② 通知カード
- ③ マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

**【代理人が来庁して申請する場合】**（１）＋（２）＋（３）の書類

（１）代理権の確認のため、必要な書類は①～②のいずれかです。

- ① 法定代理人の場合：戸籍謄本など資格を証明する書類
- ② 任意代理人（家族、介護事業所従業員など）の場合：委任状、本人の被保険者証、本人へ市から送付した通知書類などのうち、いずれか1点

（２）代理人の本人確認のため、必要な書類は①～②のいずれかです。

- ① 代理人の運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、官公署発行の写真付書類（氏名、住所又は生年月日の記載があるもの）のうち、いずれか1点
- ② 代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署発行の書類（氏名、住所又は生年月日の記載があるもの）のうち、いずれか2点

※ただし、特定の個人と同一の者であることが明らかな場合、確認書類は必要ありません。

（３）本人のマイナンバー確認のため、必要な書類は①～③のいずれかです。

- ① 本人の個人番号カードまたはその写し
- ② 本人の通知カードまたはその写し
- ③ 本人のマイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書またはその写し

郵送による申請の場合、上記書類の写しを同封ください。

※どうしてもマイナンバーの記載ができない場合や、通知カードが提示できないなどで窓口におけるマイナンバー確認ができない場合であっても、そのことのみをもって申請・届出が不受理になることはありません。

※本人が認知症等で代理権授与の意思表示が困難な場合は、申請書にマイナンバーを記載せずに提出しても差し支えありません。